

令和7年(2025年)2月26日

八王子市議会議長

鈴木 玲 央 殿

政務活動費に関する検討会

座 長 福 安 徹

政務活動費の手引き等の見直しに関する検討結果について（答申）

令和6年(2024年)9月9日に貴職から諮問を受けました、「政務活動費の手引き」等の見直しについて、検討・協議を重ね、下記のとおり結果をとりまとめましたので、政務活動費に関する検討会（以下「検討会」という。）の答申として提出します。

記

1 内 容

（1） 別添1「政務活動費に関する検討会結果報告書」について

検討会における検討経過とその結果及び意見をまとめたものである。

（2） 別添2「政務活動費の手引き（改定素案）」について

国の旅費法改正に伴い、令和7年(2025年)4月1日施行を目指し、八王子市職員等の旅費に関する条例の一部改正の議案が令和7年第1回定例会において審議される予定である。政務活動費を活用した管外視察調査に関しては、市職員等の旅費に関する規定を準用していることから、今後、この考え方を反映させた「改定最終案」を会派代表者会に諮り、改定内容を最終決定すべきであることを申し添える。

2 新たな使途基準の適用時期

令和7年(2025年)4月1日とする。

政務活動費に関する検討会結果報告書

1 政務活動費に関する検討会設立の背景と目的 （資料 1 参照）

八王子市議会では「政務活動費の手引き」を詳細な使途基準として作成し、平成 29 年 4 月から活用してきた。

しかし、作成から 8 年が経過し、コロナ禍を経たデジタル化の急激な進展などによる社会経済環境の大きな変化や、無会派（諸派）の議員が増え議会構成が変化するなど、会派（所属議員が 1 人の場合を含む）の調査研究のために必要な経費の形も変わってきている。

本検討会は、このような社会経済環境の変化に対応した使途基準等の見直しを行うことで、調査活動基盤の充実強化を図ると共に、引き続き本市議会議員全員が認識を一つにして、適正に政務活動費を執行することで、これまで以上に市政に関する活発な政務活動を行うことを目指すために設置されたものである。

2 現在の「手引き」における課題

（1）社会経済状況の変化による新たな経費等の増加

契約形態の複雑化や証拠資料などのデジタル化に伴う新たな考え方、新商品・新サービス（電気自動車、オンライン会議、電子書籍など）についての判断が困難である。

（2）例外的な取扱いの増加と新たなルールの必要性

議会構成の変化や新たな経費等の増加により、地方自治法が規定する「その他の活動」部分との切り分けが困難になっている。八王子市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）で使途範囲を拡大しても、経費の支出に関する按分規定がない。他市における様々な裁判例や住民監査請求などが出ており、按分の考え方などの新たなルール化が求められている。

（3）新たな経費の判断や使途基準等見直しの仕組みづくり

議長には政務活動費の使途の透明性を確保する努力義務がある（地方自治法第 100 条第 16 項）。しかし、新たな経費に対する例外的な取扱いが増加し、ルールが複雑化している中、この内容について議長を補佐する事務局だけで判断することは困難である。

3 検討経過

2の「現在の『手引き』における課題」を共有したうえで、本検討会では、はじめに、新規に認めて欲しい経費、変更してほしいものについて、各会派の課題や意見を集約した。

【主な意見概要】

- ・ 政務活動費交付対象としての無会派（諸派）に関する課題についての意見
- ・ 会計処理に関する支給方法、経費の運用方法、按分方法、上限額の変更に関する意見
- ・ 社会経済状況の変化による新たな経費の認定及び政務活動費等の金額に関する意見
- ・ 管外視察調査実施時の旅費ルールの見直しに関する意見

この意見の中で、「管外視察調査実施時の旅費ルールの見直し」については、国の旅費法改正（令和7年4月1日施行）を受け、市職員の規定も見直しされる予定であることから、検討の対象外とすることとした。

【見直しにあたっての考え方】

検討を進めるうえで課題の共通認識を持つため、各会派の意見を反映させた5つの見直しにあたっての考え方を決定し、これをもとにして検討を進めることとした。

詳細は次のとおりである。

見直しにあたっての考え方	説 明
（１）無会派（諸派）及び 交渉会派に属する議員の個人活動に対する使途基準の整理が必要	これまでの本市議会では「交渉会派の調査研究」を基本とし、地方自治法の適用範囲拡大の趣旨によらず、安易に適用範囲を広げないという選択をしてきた。しかし、社会経済情勢や議会の構成が変わり、無会派の議員が増えたことで、交渉会派に所属する議員の活動との公平性が保たれなくなっているという現状がある。 規模が比較的大きな本市議会において、円滑かつ適切な議会運営を行うためには、「交渉会派制」を継続することは必須であり、議員はできる限り会派を組むよう努めることが求められている（※１）。 政務活動費の支給対象としては、無会派をこれまで通り認めることは必要であるが、本市議会が議会運営上必要な会派制（交渉会派）をとっていることから、使途基準の検討にあたっては、交渉会派を原則とした考え方を意識した整理を進める必要がある。 （※１）議会運営委員会に関する申し合わせ事項（H3.12.5 決定）「2—1 無会派議員は相互に協議の上、交渉団体（会派）の構成に努めなければならない」

(2) 条例改正による「その他の活動」への適用範囲拡大と、同時に按分率等の設定を行う	議会構成の変化や新たな経費等の増加により、「会派の調査研究活動に資する活動」として、明確に説明することが難しい事例も増えている。 議員の活発な政務活動を制限することは避けるべきであり、条例を改正して地方自治法上の「その他の活動」を認めただうえで、判例などを参考にした按分率、上限、運用方法などの決定を行う。
(3) 政務活動費の手引きや参考資料などの記載内容を充実させる	地方自治法は議長の実任において支出の透明性を担保することを求めている。このため、議長を補佐する議会事務局職員が、使途基準への適合性について確認を行っている。 一方で、最終的な市民への説明責任は会派にある。特に、無会派（諸派）が増加している本市議会にあっては、議員自らが支出の是非を判断できるよう、政務活動費の手引きの記載内容を充実させる必要性が高まっている。
(4) 継続的な検討の場を決定しておくことが必要	今回の検討会の設置は8年ぶりであった。政務活動費の見直しや、新たな項目の認定等については、継続的に検討する場、方向性を決定する場を設定しておくことで、本市議会の議員全員が、常に共通の認識の下で調査研究活動を行うことができるようになる。
(5) 社会経済情勢の変化に合わせた支給金額等の検討も行う	自治体規模や財政状況、近年の社会経済情勢なども加味し、政務活動費の支給額そのものについての状況確認と検討を行っていく必要がある。

4 検討結果及び参考意見

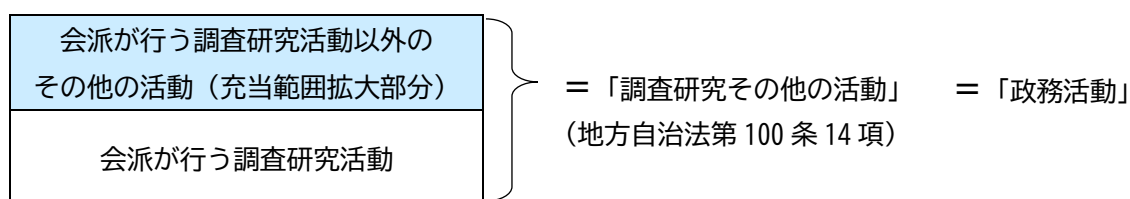
3の「見直しにあたっての考え方」をもとに検討・協議を重ね、以下のとおり検討結果及び参考意見を取りまとめた。

【検討結果】

（１）八王子市議会の政務活動費の交付に関する条例を改正することが必要である。

議会構成の変化や、社会経済情勢の変化により、会派の調査研究活動の内容が複雑化している。議員の積極的な政務活動を制限することのないよう、地方自治法の規定する範囲に合わせ、条例第7条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）の別表の「会派が行う調査研究活動」としている表現に「その他の活動」を加えて改める。

<条例改正のイメージ図>



（２）「政務活動費の手引き（改定素案）」について （別添2のとおり）

【見直しのポイント】

ア．按分の考え方を導入

地方自治法に合わせた条例改正により充当範囲の拡大を行い、「政務活動」と「政務活動以外の議員個人の政治活動等」の利用が混在するものに、按分率の考え方を導入する。

イ．議員の活発な政務活動を支える新たな経費の整理

契約形態の複雑化やデジタル化などの社会経済状況の変化による新たな経費の計上を認めると共に、無会派（諸派）の議員と交渉会派に所属する議員の政務活動に関する公平性に配慮する。

ウ．四半期ごとの会計書類の提出

経理責任者の責務として、四半期ごとに領収書等を事務局に提出することで、使途基準の課題抽出や透明性確保の努力義務がある議長を補佐する事務局による助言を効率化する。

エ．政務活動費の手引き記載内容の充実

会派が最終的な説明責任を果たせるよう、政務活動費の手引きの参考資料（旅費の手引き、印刷物の考え方の基準）など、記載内容を充実させる。

(3) 政務活動費の手引き（使途基準等）を継続的に見直しできる仕組みが必要である。

具体的には次の2つの手法を組み合わせで行うこと。

ア．政務活動費の手引きでは判断できない事案について議長が必要と認める場合、個別の支出認定や考え方について、会派代表者会に諮ることができる。

イ．政務活動費の手引きについては、4年に一度の改選期前に、会派代表者会において課題抽出と見直しを行う。なお、より詳細な検討が必要な案件については、別の会議体に委任することができる。

なお、今回の8年ぶりの見直しでは、従来と異なる考え方の変更・整理を行っており、十分に議論が尽くせなかった部分もある。従って、今回の政務活動費の手引きによる使途基準については1年間の運用を経たのち、再度詳細な検討を行うべきであることを申し添える。

【参考意見】

(4) 政務活動費等の金額についての参考意見（資料2 参照）

本検討会としての結論は出さないが、課題として会議において意見を集約したため、参考意見として報告する。

【主な意見】

- ・政務活動費は20年以上、また、報酬額は途中減額の時期はあったが平成7年から30年変わっていない。類似都市に比べて金額も議会費が占める構成割合も低い。市の財政状況を考えると、政務活動費は現状のまま使途基準の見直しで対応することによいと思うが、報酬は優秀な人に八王子の議員になってもらうことで、安定した議会運営が継続できるよう、時代にあった見直しが必要ではないか。
- ・政務活動費の項目によっては、上限額の見直しは必要と考えるが、今後厳しくなっていく市の財政状況の中では、項目を精査し、有効に活用することが重要であり、政務活動費の金額については現状のままでよい。報酬についての議論は不要と考える。
- ・現状では政務活動を規制しているところもある。財政状況の違いはあるが、政務活動を活発に行うためにも、政務活動費の金額は見直ししても良いのではないかと。報酬についても同様の考え方であるが、特別職などとのバランスを鑑みつつ、特別職報酬等審議会でも議論してもらいたい。
- ・社会経済状況に合わせて、いずれ金額を上げることも必要になるかもしれないが、その場合は領収書公開など、より一層の透明性の確保が条件になる。
- ・費目によっては足りていない。活発な政務活動を制限することのないよう、近年の物価変動に合わせて各項目の上限を上げるなら、連動して政務活動費全体の金額も検討してよいのではないかと。

(5) その他の参考意見

検討会の中で、各委員より懸案事項・課題意識として発言があったものである。今後の継続的な見直しの中において、共通の認識を持つために参考意見として報告する。

【継続的課題・懸案とされた意見】

- ・説明責任を果たすことができ、透明化を確保するためのチェック体制や情報公開手法（領収書のネット公開等）についての検討を進めるべきである。
- ・資料作成費の中に、動画機材購入費や、広報紙やホームページ作成費が含まれていることに違和感がある。全体の費目についても検討し、広報広聴費として新設して充当した方がよい（条例改正必要）。
- ・領収書では活動内容がわかりにくいもの、印刷物（広報紙）の基準などについては継続して情報収集を行い、按分率の導入の範囲について精査していくべきである。
- ・今回は判例をもとにしたが、すべての判例が八王子市に合うものではないと感じる。市域が広いという特徴や議会運営の特徴などを反映させ、八王子市議会独自に市民委員などと共に、政務活動費の使い方を考えてはどうか。

5 参 考

(1) 経 過

日 付	会 議 名	主 な 内 容
令和6年8月20日	会派代表者会	・議長より「政務活動費の手引き」の見直し等を検討する諮問機関の立ち上げを提案し了承
令和6年9月9日	会派代表者会	・議長諮問会議の議員選出について決定 諸派はオブザーバーとして1名選出
—	—	・会派代表者会の決定を踏まえ「政務活動費に関する検討会」の設置・名称・構成員等を決定
令和6年10月8日	第1回検討会議	・座長の決定 ・現在の手引きにおける政務活動費の課題の共有 ・各会派が考える課題（書面でも事後提出）
令和6年11月9日	第2回検討会議	・各会派が考える課題集約結果の共有（新規認定、変更が必要なもの等） ・各会派の意見を踏まえ課題を5つに整理した「見直しにあたっての考え方」を決定
令和6年12月9日	第3回検討会議	・費目ごとの個別検討（書面でも事後提出） ・政務活動費等の適切な支給金額について

令和7年1月23日	第4回検討会議	・費目ごと意見集約結果の共有と個別検討 ・政務活動費等の適切な支給金額についての各会派の意見集約 ・継続的な検討の仕組みについて ・答申のスケジュールと旅費の手引きの改正
令和7年2月13日	第5回検討会議	・継続協議となった費目の使途基準の検討 ・答申（案）の内容について
令和7年2月19日	第6回検討会議	・持ち帰り検討事項のまとめについて ・政務活動費の手引きの見直しに関する検討結果（答申）の決定
令和7年2月26日	-	・答申を議長に提出

（２）政務活動費に関する検討会議 名簿

職 名	議 員 名	会 派 名
座 長	福 安 徹	自民党新政会
委 員	小 林 秀 司	
委 員	森 重 博 正	八王子市議会公明党
委 員	綿 林 夕 夏	日本共産党八王子市議会議員団
委 員	森 喜 彦	立憲民主・市民の会
オブザーバー	及 川 賢 一	諸 派

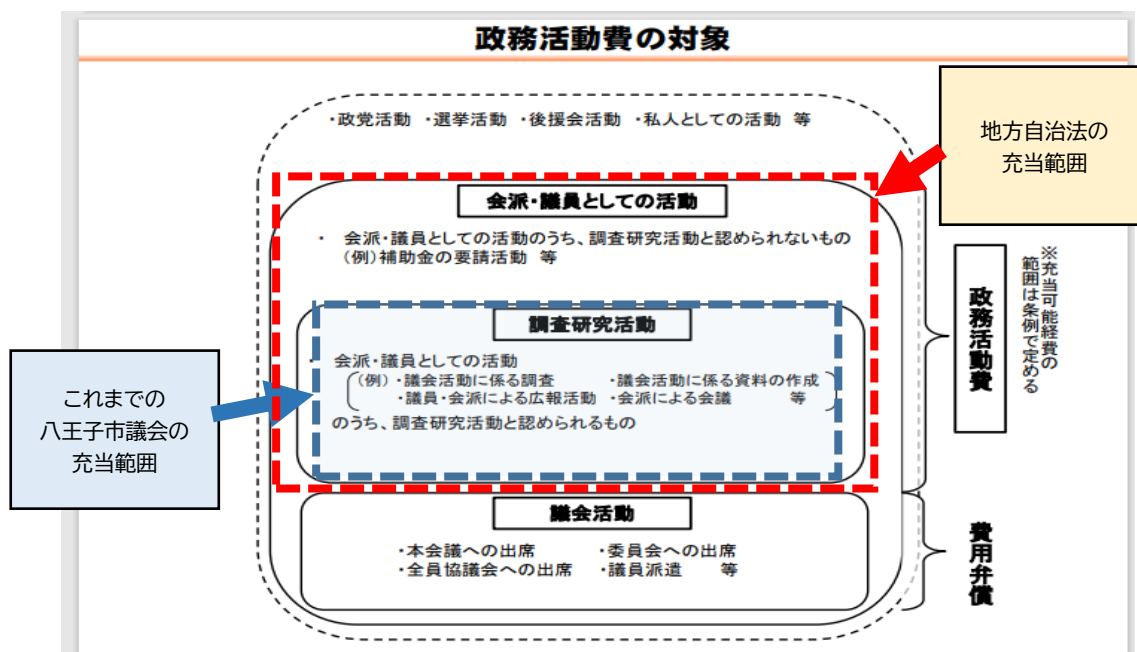
「政務活動費の手引きの見直しに関わる検討会議」の設置について

1 現行の「政務活動費の手引き」について

本市議会では、議員が「申し合わせ事項」や具体的使途の「例示」、「事務処理要領」を作り、これらに基づいて政務活動費を執行していたが、全国的に一部の地方議員による政務活動費の不適切な使用に関する報道により、より具体的な使途を明示し周知する必要が出てきた。そこで平成 28 年 2 月から検討会にて議論を重ね、「政務活動費の手引き」を平成 29 年 4 月から活用してきた。

2 政務活動費の概要

平成 24 年の地方自治法改正の要点は、政務活動費の使途について「調査研究」から「調査研究その他の活動」に充当可能範囲が拡大されると共に、議長への使途の透明性確保の努力義務が新設されたことである。しかし、八王子市議会では法改正後も政務活動費を充てることのできる経費の範囲を広げないことが平成 28 年作成の「政務活動費の手引き」に記載されており、現在に至っている。



総務省「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について 平成 24 年 9 月 5 日通知」

3 政務活動費の手引きの見直しの背景

現在、政務活動費は、年に 2 回（4 月・10 月）条例に基づき会派ごと（交付対象に所属議員が 1 人の場合を含む）に交付している。しかし、執行にあたっては、例外的な取扱いの増加や、ルールの複雑化により、事務局から会派会計担当への確認・修正・取り下げを求めることも多くなっている。また、議員からもわかりやすい使途基準にしてほしいという声も出ていた。手引き作成から 8 年が経過し、社会情勢も変化している中で、開かれた議会に求められる昨今の状況を鑑み、「政務活動費の手引き」を見直し、議員全員が使途明細に困らず、明確な政務活動費の活用に結び付くようにするものである。

資料2

(第3回政務活動費に関する検討会 資料)

中核市(人口40万人以上)

令和6年4月1日現在

No.	市名	人口	議員定数 (人)	議員1人 人口率	政務活動費 (月額)	政務活動費 執行率	報酬 (円)	議会費 (千円)	構成比 (%)
1	八王子市	559,526	40	13,988	60,000	89.40	610,000	704,864	0.3
2	船橋市	648,594	50	12,971	80,000	80.82	613,000	940,264	0.4
3	川口市	607,279	42	14,459	180,000	75.20	641,000	882,841	0.4
4	鹿児島市	592,631	45	13,169	150,000	90.63	686,000	968,988	0.3
5	姫路市	524,149	45	11,647	85,000	68.40	685,000	957,113	0.4
6	宇都宮市	514,157	45	11,425	100,000	77.20	670,000	862,813	0.3
7	松山市	497,887	43	11,578	102,000	80.56	623,000	787,821	0.4
8	西宮市	481,134	41	11,734	120,000	60.23	687,000	832,152	0.4
9	東大阪市	477,684	38	12,570	150,000	68.90	630,000	751,902	0.3
10	倉敷市	474,330	43	11,030	150,000	84.54	670,000	834,561	0.4
11	大分市	473,101	44	10,752	100,000	78.16	641,000	864,973	0.4
12	尼崎市	457,237	42	10,886	100,000	77.42	640,000	799,789	0.4
13	福山市	456,265	38	12,006	130,000	80.07	635,000	720,522	0.3
14	金沢市	442,895	38	11,655	160,000		700,000	851,177	0.4
15	柏市	435,633	36	12,100	会派80,000 諸派50,000	69.20	585,300	603,562	0.4
16	高松市	417,963	40	10,449	100,000	81.10	608,000	688,519	0.4
17	豊田市	415,853	45	9,241	年額600,000 (月額50,000)	81.52	649,000	837,956	0.4
18	豊中市	405,989	34	9,018	70,000	76.90	635,000	646,407	0.4
19	富山市	404,870	38	10,654	150,000	51.71	600,000	719,641	0.4
	平均値	484,870	42	11,519	120,438	75	644,350	808,389	0.4

※平均値は八王子市を除く18市

※柏市は会派費

※議会費は総務省決算値令和4年度より

※八王子以外の関東4市(船橋、川口、宇都宮、柏)の平均

議員定数	43.25人
議員1人人口率	12,738人
政務活動費(月)	110,000円
報酬費	627,325円

別添2

政務活動費の手引き

令和7年4月
八王子市議会

「政務活動費の手引き」の改定にあたって

八王子市議会では、地方自治法及び条例に基づき政務活動費の交付を行っていますが、より詳細な使途基準として、平成28年4月に施行した八王子市議会の「政務活動費の手引き」を活用してきました。

しかし、検討から8年が経過し、その間にはコロナ禍を経たデジタル化の急激な進展など、社会経済環境も多く変化したこと、また無会派議員（交渉会派に属さない議員、諸派）が増えたことで、会派の調査研究のために必要な経費の形も変わってきたことで、実態に合わせた使途基準見直しの必要性が高まっていました。

そこで、令和6年10月から議長諮問会議として「政務活動費に関する検討会」を新たに立上げ、手引きの見直し検討を進めました。また、内容だけでなく、八王子市議会議員全員が認識を一つにして、適切な使途基準について定期的に検討できる、継続的な仕組みも作ることにしました。

調査活動基盤の充実強化を図ると共に、引き続き適正に政務活動費を執行することで、これまで以上に市政に関する活発な政務活動を行うことを目指し、この新しい「政務活動費の手引き（改定版）」を、令和7年4月1日から適用してまいります。

令和7年4月

【参考】平成29年4月「政務活動費の手引き」作成にあたって より抜粋

「政務活動費とは、地方議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部を、議会の会派又は議員に対し交付することができる、地方自治法及び自治体の条例に基づいた金銭的給付です。

八王子市議会では、この政務活動費を条例に定めた使途基準に基づき執行していますが、条例に定める使途基準は、大きな区分での使途を示したものとしているため、地方議員の幅広い調査活動において、多岐にわたる具体的な経費としては、条例に示す使途基準に基づいた別の定めが必要となります。このため、本市議会では、議員が「申し合わせ事項」や具体的使途の「例示」、「事務処理要領」を作り、これらに基づいて政務活動費を執行してきました。

一方、現代においては、情報通信技術の恐るべき速さでの進化などにみられるように、地方議員の調査研究のために必要な経費の形も、時代とともに移り変わっており、政務活動費を充てることのできる経費の中身は、定期的な見直しが必要になっています。

また、近年、全国的に一部の地方議員による政務活動費の不適切な使用が報道されていることから、その使途については一層の透明性が求められており、そのためには、政務活動費のより具体的な使途を明示し、広く周知する必要があります。

このようなことを背景に、本市議会では平成28年2月から「政務活動費に関する検討会」を開催し、現行基準の見直しなどについて、判例や他市の実例などを参考に議論を重ねてきました。

そして、今回、1年以上に及ぶ検討会の議論を踏まえ改定した「申し合わせ事項」、「例示」、「事務処理要領」について、「政務活動費の手引き」として一つにまとめ、平成29年度分の政務活動費から適用することとしました。」

目次

「政務活動費の手引き」の改定にあたって

1. 八王子市議会 政務活動費について	3
(1) 政務活動費とは	
(2) 政務活動費の概要	
(3) 交付申請・収支報告等の手続きのながれ	
2. 政務活動費を充てることのできる経費の範囲	6
(1) 調査活動費	
(2) 資料作成費	
(3) 資料購入費	
(4) 研修費	
(5) 人件費	
(6) 事務費	
(7) 政務活動費についての情報公開	
3. 交付の根拠となる法律・条例・規則・様式集	16
○地方自治法	
○八王子市議会政務活動費の交付に関する条例	
○八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則及び様式	
○八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	
○八王子市議会基本条例	

1. 八王子市議会 政務活動費について

(1) 政務活動費とは

政務活動費は、地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中、地方議会の審議能力を強化し、調査活動基盤の充実を図る観点から、「地方自治法(以下「法」という。)*¹」により平成12年に「政務調査費」として制度化され、さらに平成24年の法改正により、調査研究の他に「その他の活動」が加わり、充当できる活動の範囲を拡大して「政務活動費」に改められたものです。

法第 100 条第14項は「普通公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と定めています。

八王子市議会では、法第 100 条第14項から16項の規定と、「八王子市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)*²」に基づき、市政に関する調査研究その他の活動に必要な経費の一部として会派に対して政務活動費を交付しています。

※1・2 交付の根拠となる法令等については巻末「3. 交付の根拠となる法律・条例等、及び様式集」参照

【参考】八王子市議会における政務調査費の交付の経過

平成13年4月	・政務調査費が法制化(平成12年法改正)(国) ・条例施行 月額一人 65,000 円交付
平成14年4月	・月額一人 60,000 円に減額
平成18年4月	・すべての支出に領収書添付を義務付け
平成26年4月	・政務活動費として法制化(平成24年法改正)(国) ※調査研究の他に「その他の活動」が加わり、充当できる活動の範囲が拡大 ・条例改正 ※本市議会では、法改正後も範囲を広げないことを決定し「会派の調査研究に資する」活動に限定
平成29年4月	・「政務活動費の手引き」作成し適用開始
令和7年4月	・条例改正 ※法の趣旨に合わせ活動内容に「その他活動」を加える ・「政務活動費の手引き」を改正し適用開始

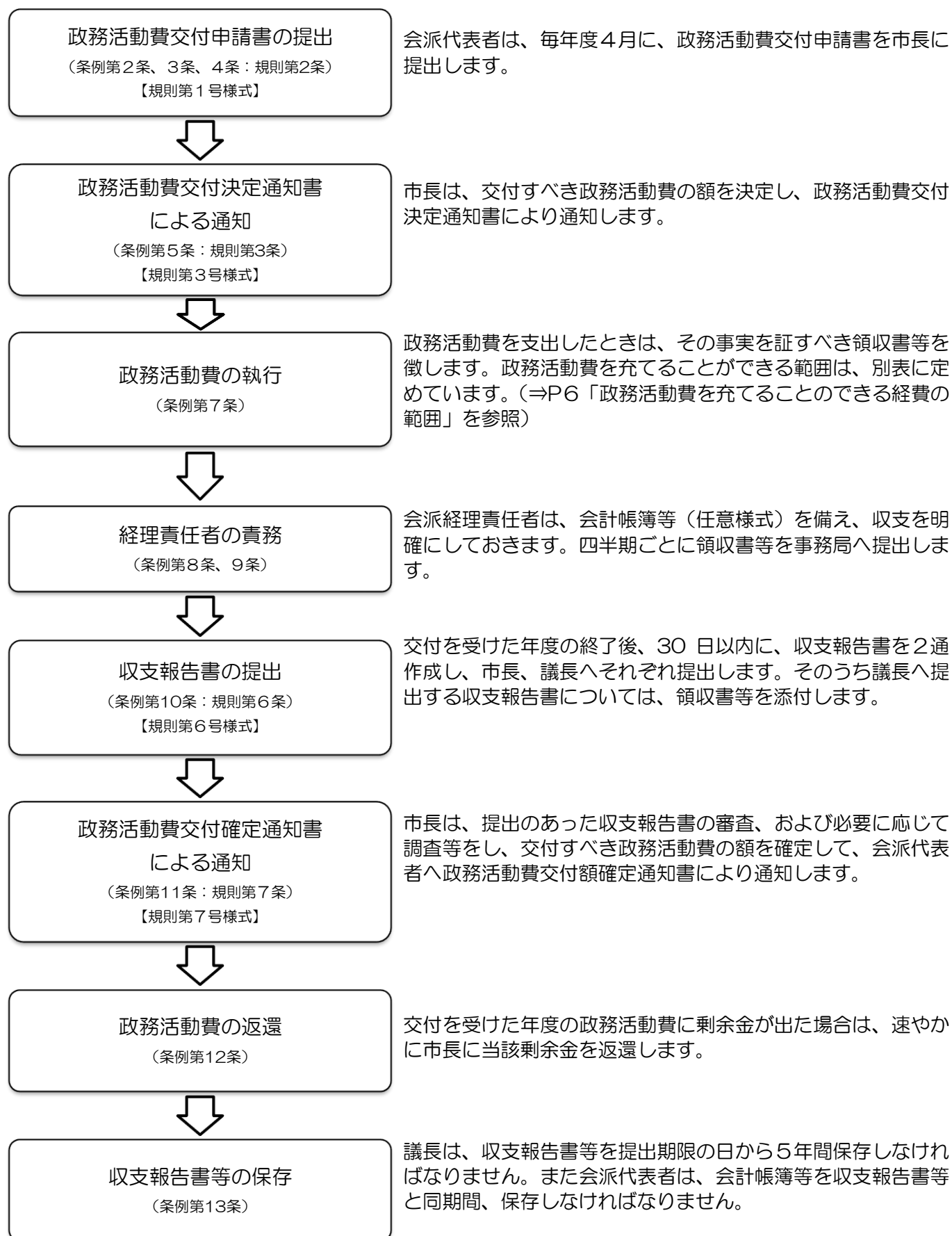
(2) 政務活動費の概要

項 目	内 容	条例等
交付対象	会派(所属議員が一人の場合を含む) 交渉会派・・・所属議員 3 人以上 無会派議員・・・交渉会派に属さない議員、諸派	第2条
金額	会派に所属する議員一人当たり月額6万円	第3条第1項
交付時期	市長への交付申請に基づき、毎年度、4月～9月分を4月に、10 月～3月分を 10 月に交付する。	第3条第3項
政務活動費を 充てることが できる経費の 範囲	下記の範囲において、市政に対する調査研究の目的を達成するために使用しなければならない。なお、支出の決定は会派代表者が行う。	
	項 目	内 容
	調査活動費	会派が行う日常的な調査研究、管外及び国外への視察その他の活動に要する経費 ※管外視察旅費は、「市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条及び第 6 条」に準じ、支給する。
	研 修 費	会派が研修会等を開催するために要する経費及び会派の所属議員が他の団体の開催する研修会等に参加するために要する経費
	資料作成費	会派が行う調査研究その他の活動に必要な資料の作成に要する経費
	資料購入費	会派が行う調査研究その他の活動のために必要な資料の購入に要する経費
	人 件 費	会派が行う調査研究その他の活動を補助する職員を雇用する経費
	事 務 費	会派が行う調査研究その他の活動に必要な文具、消耗器材等の購入及び通信に要する経費
経理責任者	会派は、経理を明確に行うため、当該会派の所属議員の中から経理責任者を定めなければならない。	第8条
経理責任者の 責務	・政務活動費に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿、備品台帳等の必要な書類(以下、「会計帳簿等」という。)を備えなければならない。 ・政務活動費を支出したときは、その事実を証すべき領収書等を徴さなければならない。 ・四半期ごとに領収書等を事務局へ提出する。	第9条
収支報告書等 の保存	・議長は、提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過するまでの間保存しなければならない。 ・会派の代表者は、会計帳簿等を上記期間の末日まで保存しなければならない。	第13条
透明性の確保	・議長は、提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。 ・年度末の大量購入や任期最終年度での備品購入など、不適切な支出と疑念を持たれないよう時期や購入量などにも注意する。	第14条

(3) 交付申請・収支報告等の手続きのながれ

条例: 八王子市議会政務活動費の交付に関する条例

規則: 八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則



2. 政務活動費を充てることのできる経費の範囲

(1) 調査活動費

条例 第7条 (別表)	会派が行う日常的な調査研究、管外及び国外への視察その他の活動に要する経費
例示	日常的な交通費(鉄道賃、車の燃料費、バス代、タクシー代、有料道路代、駐車料金)、施設借上料、事務所借上料、管外視察旅費
申し合わせ 事項 (※1)	(1) 日常的な調査活動に要する経費 (会派で説明責任を果たせば、市内外は問わない) ア 調査研究等のための交通費とは、鉄道賃、車の燃料費(充電含む)、バス及びタクシー代、有料道路代、駐車料金をいう。 なお、車の燃料費(充電含)について充当できるのは、費用の1/2までとする。 イ 市民の相談場所の確保のため、施設借上料及び事務所借上料を認めることとし、借上料は総じて月額40,000円以内とする。ただし、無会派議員及び交渉会派※に所属する議員個人の施設借上げ料は、月額20,000円以内とする。(※所属議員3人以上の会派) (2) 管外視察 ア 管外視察は3泊4日以内とし、出張旅費は、「市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」により計算する。ただし、タクシー・レンタカー・借上げバスの使用及び宿泊費については、以下のとおりとする。 ① タクシー、レンタカー及び借上げバス(5人以上で使用)については、視察場所や日程等により、その使用が公共交通機関の使用と比べ効率的かつ適切であると会派で判断し、説明責任を果たせば、これを認め、理由書を提出する。やむを得ず実費額によることができず、自家用車を使用した場合は、1キロメートルあたり37円を支給することができる。 ② 宿泊費については、実費とし領収書を添付する。また「市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に定められた宿泊費を目安とし、これを超える場合は、理由書を提出する。 イ 領収書及び旅費内訳書を提出する。 ウ 視察報告書は、視察後概ね1ヵ月以内に議長に提出する。 (3) 海外視察 ア 海外視察を実施する場合の必要事項は、別途協議する。

事務処理 要領	【交通費】 (1) 公共交通を利用する場合のICカードへのチャージ料に政務活動費を充当する場合、履歴印字した資料(支出の根拠)を添付する。物販使用額には充当できない。 (2) タクシー代、有料道路代、駐車料金については、利用金額、利用時間帯、利用場所、利用区間等から、利用目的に疑義が生じるものへは充当できない。全ての領収書又は一覧表等に使用目的(会議、市民相談、現地調査、打合せ、意見交換会、学習会等)を簡潔に記入又は一覧表に記録する。 (3) 洗車代、パンク修理代等は充当できない。 【施設・事務所借上げ】 (1) 調査活動のため借上げる施設は、市民センター等の公共施設のほか、民間施設も対象とする。なお、全ての領収書又は一覧表等に使用目的(会議、市民相談、現地調査、打合せ、意見交換会、学習会等)を簡潔に記入又は一覧表に記録する。 (2) 事務所を借上げる場合の基準は以下のとおりとする。 ア 事務所の契約者は、会派名義又は会派に属する議員個人名義とする。(契約書の写し添付) イ 会派又は会派に属する議員個人の事務所とし、プレート等でその表示をする。 ウ 事務スペース、応接スペースなど事務所としての機能を有していること。 エ 事務所費は賃料のみを対象とし、敷金、礼金、光熱水費等は不可とする。 オ 議員本人又は配偶者、もしくは3親等以内の親族が所有する物件は不可とする。 (3) 市民の相談場所として事務所を借上げた場合は、その年月日・時間・相手方・要件を記した「事務所利用実績報告書」を添付する。 【管外視察】 (1) 管外視察に要する旅費は、原則として「市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条及び第6条」に準じるものとする。また、「最も経済的な通常の経路及び方法」により旅行した場合の旅費により計算する。 「最も経済的な通常の経路」とは、社会一般の者が通常利用する経路のうち、最も旅費額が少額で済む経路のことであり、「最も経済的な通常の方法」とは、例えば、旅行用務の遂行に支障がない限りとおし切符や往復割引乗車券を利用する等、当該旅行について通常利用することができる最も経済的な方法をいう。 (2) 交通費と宿泊料がセットとなっている、いわゆるパック料金(包括宿泊費)についてはこれを認める。なお、旅行代理店との契約に基づき、支払うべき手数料等がある場合、その額を支払うことができる。 (3) 視察先は自治体のほか、団体、企業等も対象とする。 (4) 視察目的と関連性のない施設等の視察は行わない。
--------------------	--

※ 1 申し合わせ事項

…条例に定めた政務活動費を充てることができる経費の項目、内容に従って、議員が議論し、市議会の総意として具体的な使途や遵守すべき事項を決定し、列挙したもの。

(2) 資料作成費

条例 第7条 (別表)	会派が行う調査研究その他の活動に必要な資料の作成に要する経費
例示	印刷製本費、翻訳料、資料作成委託料、複写料、現像焼付料
申し合わせ 事項	(1) この経費は、印刷費、筆耕翻訳料、コピー代、製本代、写真代、資料作成委託料、会派のホームページの構築及び運営、SNS等を利用した広報に関する費用等とする。 (2) 印刷物(広報紙、ポスター等)とは、「会派が行う調査研究その他の活動」を市民に伝える内容が 50%以上を占めているものをいう。印刷物を作成した場合は、1部を会派で保管し、1部を提出する。
事務処理 要領	【印刷物】 (1) 印刷物の内容、按分率等については、別表「印刷物のまとめ」を参照。 (2) 印刷物の作成経費には、作成(デザイン)委託料・送料・新聞折込料・ポスティング料等を含む。 (3) ホームページ・SNS等の構築・運営費用の按分率は、印刷物に準ずる。 (4) 名刺印刷代には充当できない。 【広報撮影機材】 (1) SNS等を利用した広報に必要となる動画撮影機材等(備品及び消耗品)を購入する際は、事務費の基準を準用する。

別表「印刷物のまとめ」

	記事の内容	経費 50% 充当可	経費 100% 充当可
プロフィール等の雑文	○大きすぎないプロフィール 記載できるもの： ①氏名 ②年齢(生年月日) ③期数 ④議会での役職 ⑤会派名(無会派議員は諸派とする) ⑥顔写真※¹ ⑦似顔絵 ⑧簡易なあいさつ文 (※1) 掲載できる写真の大きさについて ○顔写真 縦横とも A4 用紙の長さの 1/5 程度(6cm×5cm程度)を目安とする。(紙面の大きさが変わっても同じ) ○会派集合写真 所属議員の人数にもよるが原則として A4の用紙縦の長さの 1/5(6cm)程度、横は用紙の長さ(21cm)以内を目安とする。(紙面の大きさが変わっても同じ)	紙面全体に占める記事の割合 ～25%上限	紙面全体に占める記事の割合 ～25%上限
議会活動報告の記事	◎以下3点の内いずれかが含まれている ① 議会報告(議会での質問・質疑及びその答弁等) ② 市政の課題に係る調査研究活動の内容(視察、市内公的イベントへの出席など、政務活動費が充当可能な活動) ③ その他の活動:政務活動費が充当可能な市政の要望活動の内容(国会議員、都議会議員等が写真に写っていないこと) ◎発行元 会派名(政務活動費の交付申請を行った会派名※) ※政党名と同一の場合は「八王子市議会」と併記する ◎問合せ先 会派控室か政党以外の事務所又は自宅連絡先、メールアドレス等	紙面全体に占める記事の割合 50%～ 75%未満	紙面全体に占める記事の割合 75%以上
上記の内容以外の記事	△ △議会報告等の掲載記事と不可分な内容で、市民生活に大きな影響がある、国政・都政などの社会的な動きについての報告(政党を全面に出したものでないこと) △議会報告等の掲載記事と不可分な内容で、自らが所属する市内の団体・NPO等の活動報告(非営利目的) × ×政党活動(党の政策の普及・宣伝等) ×選挙活動、選挙応援、当選後の挨拶等 ×政治信条、政治スローガン、選挙公約 ×大きすぎる宣伝的な写真 ×後援会活動 ×自らが所属する市外の団体、NPO等の活動紹介(非営利目的) ×私的なこと(学歴、職歴、家族、経営する店舗、会社等) ×個人、政党のホームページアドレス、SNSへのQRコード	紙面全体に占める記事の割合 ～50%未満	紙面全体に占める記事の割合 ～25%未満

【記号の説明】 ◎掲載必須、○掲載可、△掲載可だが経費充当は不可、×掲載不可(経費0%)

(3) 資料購入費

条例 第7条 (別表)	会派が行う調査研究その他の活動のために必要な資料の購入に要する経費
例示	新聞購読料、雑誌購入費、図書購入費 ※デジタル版・電子書籍を含む
申し合わせ 事項	(1) 資料とは、新聞、雑誌、図書等をいう。ただし、新聞(デジタル版を除く)については、会派として購入するものに限る。 (2) 雑誌、図書等を購入した場合は、雑誌名等を記入した領収書を徴する。
事務処理 要領	【資料購入】 (1) 特定分野の専門紙も、その内容が政務活動費の趣旨に合致していることが説明できる場合は、購入経費に充当できる。 (2) 会派が所属する政党の雑誌、政党紙の購読については、政党活動に係る経費と認められることから充当できない。ただし、比較検討のため、他党のものを併せて定期購読する場合は、この限りではない。 (3) 政務活動との関連性を判断することが困難な一般大衆誌、文芸誌、ゴシップ誌、その他の雑誌については、政務活動における日常的な情報収集活動の範疇にはあらず充当できない。ただし、これらの雑誌等の特定の号において、会派が行う政務活動に必要な記事が掲載されている場合は、この限りではない。 (4) 新聞以外の定期刊行物を定期的に購読する場合は、内容が政務活動目的であることとする。 (5) 定期刊行物等の購読契約は年度内を原則とする。やむを得ず、年度をまたぐ契約の場合、当該年度分のみ充当できる。 (6) 内容及び使途目的が政務活動費の趣旨に合致するものであれば、CD・DVD等の購入経費に充当できる。 (7) デジタル版の新聞・定期刊行物等の購読料で、一台の端末でのみ閲覧可能な場合、会派において複数の契約を認める。

(4) 研修費

条例 第7条 (別表)	会派が研修会等を開催するために要する経費及び会派の所属議員が他の団体の開催する研修会等に参加するために要する経費
例示	会場借上料、器具借上料、講師謝礼、研修資料購入費、旅費、出席者負担金
申し合わせ 事項	(1) 会派が開催する研修会等は、選挙活動とみなされるものは不可とし、経費は、会場費、器材借上料、講師謝金、資料代等とする。また、複数の会派が合同で開催した場合は経費を議員数で按分する。 (2) 他団体が開催する研修会等、講習会等の経費は、旅費、出席者負担金とする。なお、旅費については「1. 調査活動費(2)管外視察の扱い」に準ずる。
事務処理 要領	【研修】 (1) 政党主催の研修会であっても、政務活動に資する内容のものであれば、充当できる。 (2) 議員の政務活動と関連付けることが困難なパソコン操作の研修等には、充当できない。 (3) 会派が研修会を開催する場合、開催目的、内容等が政務活動と関連するよう留意すること。 【講師謝礼】 (1) 会派が開催する研修会等において、専門的知識等を有する人物等を招聘する際の謝礼には、充当できる。 (2) 謝礼の金額は、社会通念上の範囲内とし、受領証を提出すること。 (3) 講師謝礼は、所得税の源泉徴収はせず、本人の申告納付とする。 【会員となるもの】 (1) 会派及び議員個人が、市政に関する政務活動に資する特定の会議体やシンクタンク等(会員同士の交流を目的としていないもの)の会員となり年会費を支出する場合、会費の1/2を充当できる。

(5) 人件費

条例 第7条 (別表)	会派が行う調査研究その他の活動を補助する職員を雇用する経費
例示	給与等、交通費
申し合わせ 事項	(1) 雇用が必要となった場合は、別途協議する。 (2) 支出できる経費 ア 報酬:雇用する職員に要する給与等 イ 手当:各種手当 (3) 支出することができない経費 ア 議員の配偶者、親族の雇用にかかる経費
事務処理 要領	【雇用】 (1) 雇用した者に政務活動以外の業務(政党活動や後援会活動に関する業務等)を行わせることはできないため、政務活動費からの支出は業務内容に応じ按分した額とする。 (2) 人件費の場合、被雇用者が雇用者に対し領収書を発行することは社会通念上一般的ではないため、賃金等を支給した相手先の氏名、日付、金額を記載した受領書を会派が作成し、これに署名及び押印をさせたものを「支払証明書」に添付する。 (3) 雇用した場合は、出勤簿を備える。

(6) 事務費

条例 第7条 (別表)	会派が行う調査研究その他の活動に必要な文具、消耗機材等の購入及び通信に要する経費
例示	消耗品購入費、備品購入費、電話回線使用料、インターネット利用料
申し合わせ 事項	(1) 消耗品等を購入した場合は、購入品目を記入した領収書を添付する。 (2) 備品は、控室に設置するものに限る。ただし、控室外利用として購入したPCは除く。 (3) 会派に所属する議員個人の固定電話、携帯電話(事務局に登録のある1台のみ。)ファクシミリ、パソコン、携帯端末機器等の通信に要する経費については、月額15,000円を上限として支出できる。なお、通信費として適さない支出については、議員からの申し出により差し引くこととする。 (4) 控室に設置した会派専用パソコンについては、インターネット利用料を支出できる。
事務処理 要領	【消耗品】 (1) 消耗品は汎用性が高いため、個々の用途説明を求めることは通常ないが、政務活動費の趣旨を外れた目的に使用することが明らかな物品の購入には充当できない。 (2) 消耗品とは、消費サイクルが概ね1年未満の物品とする。 (3) 政務活動に必要な自宅等(控室外利用)のプリンターやファクシミリの維持管理経費(インク、コピー用紙等含む)は、月額上限を20,000円以内として充当可とする。ただし、申し合わせ事項に規定された通信に要する経費を除く。 【備品】 (1) 無会派議員が備品(取得価格が5万円以上のもの)を購入した場合、購入費用の1/2(上限5万円)を充当できる。 (2) 備品を購入した場合は、備品台帳(任意様式)に記載する。 (3) 備品の購入に政務活動費を充当する場合にあつては、パソコンやプリンター等の周辺機器、コピー機、シュレッダー等、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定する。ただし、これら機器の導入については、リースによることを推奨する。(契約期間＝任期内)なお、自宅等(控室外)で利用する場合は、リース料の1/2を充当できる。 (4) 無会派議員及び交渉会派に所属する議員個人は、控室外利用のPCについて、調査研究その他の活動に利用することを目的として、任期内に1台に限り、購入経費の1/2(上限8万円)を充当できる。また、当該PCの周辺機器(備品以外)を購入した場合、購入経費の1/2を充当できる。 (5) 会派が解散や分裂又は議員辞職した場合、減価償却を経て残存価値がない備品については会派において廃棄処分、もしくは引き続き新しく所属した会派に引き継ぐことができる。なお、残存価値があれば、その額(月割り)を収支報告書の雑収入として計上し、政務活動費として返還する。

	※PC(サーバー用のものを除く)の耐用年数は4年、その他の物品の耐用年数も「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)による。 【その他】 (1) 自宅での電話回線等設置工事に要する経費には充当できない。 (2) 商品券・図書カードの購入経費には充当できない。 (3) 切手や郵便はがきは、現金に準じて取り扱われるべきものとして年度内に使い切ることを想定し、計画的に購入し会派で使用枚数及び、使途などを管理する。 ※資料作成費の送料を除く。
--	---

(7) 政務活動費についての情報公開

八王子市議会では、政務活動費について、以下のとおり情報公開をしています。

1 八王子市議会ホームページにて公開するもの

- (1) 八王子市議会 政務活動費の手引き
- (2) 会派収支報告書(平成 29 年度分から公開)
- (3) 会派行政視察報告書(令和5年度から公開)

2 八王子市議会事務局にて、情報公開請求により閲覧できるもの

領収書、旅費内訳書、事務所利用実績報告書、会計帳簿等

3 情報の公開請求の手続きについて

(1) 情報を公開できる方は次のとおり(八王子市情報公開条例第6条)

- ・市内に住所のある方
- ・市内に事務所や事業所のある個人、法人、団体
- ・市内に勤務している方
- ・市内にある学校に在学している方
- ・以上のほか、公開を必要とする理由(調査、研究、取材、学習等)を明記できる方

(2) 情報公開の請求方法

公文書公開請求書(八王子市情報公開条例施行規則にて規定)を、議会事務局に提出していただきます。公開請求書は議会事務局、および情報公開・個人情報保護コーナーにて受付しています。

(3) 情報公開請求にあたっての費用(八王子市情報公開条例第 17 条)

情報の閲覧については、無料。

ただし、写しの作成に要する費用(コピー代など)や、写しの送付に要する費用(切手代など)は、請求者に負担していただきます。

3. 交付の根拠となる法律・条例・規則・様式集

○地方自治法(政務活動費に関する規定)

昭和 22 年 4 月 17 日
法律第 67 号

第 100 条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて議長に報告するものとする。

16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

○八王子市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 27 日
条例第 15 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、市議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派(所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。)に対して交付する。

(政務活動費の額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費の月額、当該会派の所属議員数に6万円を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、各月1日(以下「基準日」という。)における所属議員数とし、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱退があった場合は、当該議員は前項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

3 政務活動費は、会派に対し、毎年度、4月から9月までの半期分を4月に、10 月から翌年3月までの半期分を10月に、それぞれ4月1日及び10月1日における当該会派の所属議員数に応じ、交付する。

4 前項の規定にかかわらず、議員の任期が半期の途中で満了する場合は、任期満了の日の属する月分までを交付する。

5 半期の途中において新たに結成された会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、当月。以下この項において「結成基準月」という。)から当該半期の最後の月までの月数分を、結成基準月の基準日における当該会派の所属議員数に応じ、結成基準月に交付する。

6 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことはできない。

(交付の申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により政務活動費の交付の申請があったときは、速やかに交付額を決定し、会派の代表者に通知するものとする。

(所属議員数の異動等に伴う調整)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動が生じた場合において、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、当月)以後に係る既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、会派は、交付を受けた政務活動費のうち、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たるときは、当月分)以後の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第7条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定めるところとする。

（経理責任者）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費に関する経理を明確に行うため、当該会派の所属議員の中から経理責任者を定めなければならない。

（会計帳簿等）

第9条 経理責任者は、政務活動費に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備えなければならない。

2 経理責任者は、政務活動費を支出したときは、その事実を証すべき領収書等を徴さなければならない。

（収支報告書の提出）

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を2通作成し、1通を市議会議長に、他の1通を市長に提出しなければならない。この場合において、市議会議長に提出する収支報告書については、前条第2項の領収書等を添付しなければならない。

2 前項の収支報告書は、政務活動費の交付を受けた年度の終了後30日以内に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散の日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定により収支報告書の提出を受けた場合において、当該収支報告書の審査及び必要に応じて行う調査等により、交付すべき政務活動費の額を確定し、会派の代表者に通知するものとする。

（剰余金の返還）

第12条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して剰余金が生じたときは、当該剰余金を返還しなければならない。

（収支報告書等の保存）

第13条 市議会議長は、第10条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日までの間保存しなければならない。

2 会派の代表者は、第9条に規定する会計帳簿を前項に規定する期間の末日まで保存しなければならない。

（透明性の確保）

第14条 議長は、第10条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（改選年度における特例）

第15条 議員の一般選挙が行われる年度における会派に対する政務活動費の取扱いについては、市長が別に定める。

（委任）

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第20号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月18日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年9月 30 日条例第 48 号)

1 この条例は、平成 18 年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の八王子市議会政務調査費の交付に関する条例第 10 条及び第 13 条の規定は、平成 18 年4月分からの政務調査費について適用し、平成 18 年3月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年9月 12 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年2月 28 日条例第2号)

1 この条例は、平成 25 年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の八王子市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の八王子市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

項 目	内 容
調査活動費	会派が行う日常的な調査研究、管外及び国外への視察その他の活動に要する経費
研修費	会派が研修会等を開催するために要する経費及び会派の所属議員が他の団体の開催する研修会等に参加するために要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究その他の活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究その他の活動のために必要な資料の購入に要する経費
人件費	会派が行う調査研究その他の活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派が行う調査研究その他の活動に必要な文具、消耗器材等の購入及び通信に要する経費

○八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成 13 年 3 月 30 日
規則第 19 号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年八王子市条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請)

第2条 条例第4条の規定により政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度4月(年度の途中において新たに結成された会派にあつては、結成された日の属する月)に、政務活動費交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の所属市議会議員数に異動が生じた場合には、会派の代表者は、速やかに政務活動費交付額変更申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定により政務活動費交付申請書の提出があつたときは、速やかに交付すべき政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書(第3号様式)により当該会派の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により政務活動費交付額変更申請書の提出があつたときは、速やかに交付すべき政務活動費の額を決定し、政務活動費交付額変更決定通知書(第4号様式)により当該会派の代表者に通知するものとする。

(交付の請求)

第4条 会派の代表者は、前条に規定する通知を受けた後、政務活動費の交付を市長に請求するものとする。

(届出)

第5条 政務活動費の交付を受けた会派が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会派の代表者は、速やかに政務活動費異動届(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(1) 名称を変更したとき。

(2) 代表者又は経理責任者を変更したとき。

(3) 解散したとき。

(収支報告書)

第6条 条例第 10 条の規定による収入及び支出の報告書の提出は、政務活動費収支報告書(第6号様式)により行うものとする。

(額の確定通知)

第7条 条例第 11 条の規定による会派の代表者への通知は、政務活動費交付額確定通知書(第7号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(八王子市議会における会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則の廃止)

2 八王子市議会における会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則(昭和 55 年八王子市規則第 25 号)は、廃止する。

附 則(平成 25 年2月 28 日規則第1号)

1 この規則は、平成 25 年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則による改正後の八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行日前までに交付された政務調査費については、なお従前の例による。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

八王子市長 殿

会 派 の 称

代表者の氏名

印

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

八王子市議会政務活動費の交付に関する条例第4条の規定により、下記のとおり
年度の政務活動費の交付を申請します。

記

名 称		
代 表 者 の 氏 名		
結 成 年 月 日	年 月 日	
経 理 責 任 者 の 氏 名		
交 付 申 請 額	円	
所属議員数及び基準日	人	年 月 日
所 属 議 員 の 氏 名		

注 結成年月日は、会派が年度の途中に結成された場合に記入すること。

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

八王子市長 殿

会派の名称

代表者の氏名

印

政務活動費交付額変更申請書

八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり 年度の政務活動費の交付額の変更を申請します。

記

項 目	変 更 前	変 更 後
所 属 議 員 数	人	人
交 付 申 請 額	円	円
所属議員の氏名		
異 動 日	年 月 日	

第3号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

会派の名称

代表者の氏名 殿

八王子市長

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度の政務活動費については、下記のとおり決定したので、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により通知します。

記

金 円を交付する。

月交付額 金 円

月交付額 金 円

第4号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

会派の名称

代表者の氏名 殿

八王子市長

印

政務活動費交付額変更決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった 年度の政務活動費については、下記のとおり決定したので、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

変 更 後 の 交 付 決 定 額	円
変 更 前 の 交 付 決 定 額	円
交 付 済 額 (年 月分～ 年 月分)	円
追 加 交 付 額 (年 月分～ 年 月分)	円
過 払 交 付 額 (年 月分～ 年 月分)	円

過払交付額については、 年 月 日までに返還願います。

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

八王子市長 殿

会派の名称

代表者の氏名

印

政 務 活 動 費 異 動 届

会派に異動が生じたので、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異 動 内 容			異動年月日
名 称	新		年 月 日
	旧		
代 表 者 の 氏 名	新		年 月 日
	旧		
経 理 責 任 者 の 氏 名	新		年 月 日
	旧		
解 散 の 日			年 月 日

第6号様式(第6条関係)

年 月 日

八王子市議会議長
八王子市長 殿

会派の名称
代表者の氏名 印

政務活動費収支報告書

八王子市議会政務活動費の交付に関する条例第 10 条の規定により、下記のとおり 年度の政務活動費の収入及び支出を報告します。

記

(収入)

項 目	金 額(円)
政 務 活 動 費	
合 計	

(支出)

項 目	金 額(円)	備 考
合 計		

(余剰金)

項 目	金 額(円)
余 剰 金	

第7号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

会派の名称

代表者の氏名 殿

八王子市長 印

政務活動費交付額確定通知書

年度の政務活動費については、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例第 11 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 交付済額 | 円 |
| 4 余剰金 | 円 |

余剰金については、 年 月 日までに返還願います。

《参考》旅費内訳書

旅 費 内 訳 書

合計額		¥		0		(A～Gの計)		出張者名			
出張件名				目的地				自 令和		年	
								至 令和		年	
										日	
										日	
A		鉄道賃 計		0円							
日付	出発駅	～	到着駅	距 離	運 賃	急 行 料 金	座 席 指 定 料 金		備 考		
		⇒		km	円	金 額	等 級	金 額			
		⇒		km	円	円		円			
		⇒		km	円	円		円			
		⇒		km	円	円		円			
		⇒		km	円	円		円			
		⇒		km	円	円		円			
		⇒		km	円	円		円			
		⇒		km	円	円		円			
計				0.0 km	0 円	0 円		0 円			
B		船 賃 計		0円							
日付	出発港	～	到着港	運 賃	寝 台 料 金		特 別 船 室 料 金		備 考		
		⇒		円	等 級	金 額	等 級	金 額			
		⇒		円		円		円			
C		航 空 賃 計		0円							
日付	出発空港	～	到着空港	運 賃	座 席 指 定 料 金		付 随 す る 料 金		備 考		
		⇒		円	等 級	金 額	金 額				
		⇒		円		円	円				
D		その他の交通費 計		0円							
日付	出発地	～	到着地	バス運賃	タ ク シ ー 等		実費にすることができない場合		備 考		
		⇒		円	種 別	金 額	距 離	金 額			
		⇒		円		円	km				
		⇒		円		円	km				
		⇒		円		円	km				
		⇒		円		円	km				
		⇒		円		円	km				
計				0 円		0 円	0.0 km	0 円			
E		宿 泊 費 計		0円							
宿泊日	宿泊地・職	宿泊場所 (ホテル名等)		宿泊費基準額	実費額 (概算払の場合は予定額)		支給額		備 考		
				0 円	円		0 円				
				0 円	円		0 円				
				0 円	円		0 円				
				0 円	円		0 円				
F		宿 泊 手 当 計		0円							
宿泊日	(1) 包括宿泊費を支給しない場合			(2) 包括宿泊費を支給する場合			備 考				
	宿泊費等に含まれる 夕食・朝食	支給額		包括宿泊費等に含まれる 夕食・朝食	支給額						
	食	0 円		食	0 円						
	食	0 円		食	0 円						
	食	0 円		食	0 円						
	食	0 円		食	0 円						
G		包 括 宿 泊 費 計		0円							
日付	包括宿泊費	【参考】最も経済的な通常の経路及び方法により算出した交通費と宿泊費基準額との合計額			備考						
	円	円									
	円	円									
	円	円									

《参考》事務所利用実績報告書

年

月

会派名

()

議員名

()

会派(議員)事務所・調査活動利用実績報告書

日にち	時 間	内 容	相手方

会派確認欄 会派代表者名

印

会派政務活動費会計
担当者名

印

○八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

※下線部は、政務活動費関連条項です。

昭和31年9月26日

条例第28号

○八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和31年9月26日

条例第28号

(通則)

第1条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当は、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第2条 市議会議員の議員報酬は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職にあるときは、多い方の額とする。

区分	議員報酬月額
議長	750,000円
副議長	680,000
常任委員長	630,000
議会運営委員長	630,000
議員	610,000

第3条 新たに市議会議員となつた者には、市議会議員となつた日から議員報酬を支給し、市議会議員の職を離れた者には、その職を離れた日までの議員報酬を支給する。この場合において、市議会議員になつた日の属する月及び市議会議員の職を離れた日の属する月の月分の議員報酬の額は、当該月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

2 前項の規定にかかわらず、市議会議員が議員報酬の支給日後に死亡したときは、当該月の末日までの議員報酬を支給する。

第4条 職の異動により議員報酬の額に異動があつた場合は、その職に就いたときはその日から、その職を離れたときはその翌日から、新たな額の議員報酬を支給する。この場合において、異動があつた日の属する月の月分の議員報酬の額は、当該月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

(費用弁償)

第5条 市議会議員が職務のため出張したときは、順路によりその費用を弁償する。

2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費とし、その額は市長相当額とする。

第6条 費用弁償の支給方法は、八王子市職員に対して支給する旅費の例による。

(期末手当)

第7条 期末手当は、市議会議員で6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市規則で定める日に支給する。ただし、特別の事情がある場合は、15日を超えて支給することができる。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の252.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者

の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。(費用弁償)

○八王子市議会基本条例 ※下線部は、政務活動費関連条項です。

平成 25 年 9 月 18 日
条例第 36 号

目次

前文

第1章 総則(第1条－第3条)

第2章 市民との関係(第4条・第5条)

第3章 市長等との関係(第6条－第9条)

第4章 議会の運営及び体制(第10条－第15条)

第5章 議員の政治倫理、定数及び報酬(第16条－第18条)

第6章 最高規範性及び見直し手続(第19条－第21条)

附則

八王子市は、市域の三方を高尾山・陣馬山をはじめとする山々や丘陵に囲まれ、多くの河川が市内を流れるなど、豊かな自然に恵まれた土地を有している。大正6年の市制施行以来、数回の市町村合併を経て、丘陵地、市街地、ニュータウンなど様々な生活圏が存在し、市民一人ひとりが多様な意見を持っている。

地方分権時代を迎え、八王子市議会は今までも様々な議会改革に取り組んできたが、本市の特性である多様な民意を的確に市政に反映させるためには、より一層議論を通じて論点を明らかにし、市民に開かれた透明性の高い議会運営を行うことが求められている。

議会が地方公共団体の最高意思決定機関であることを踏まえ、二代表制の下での議会の役割は、市長その他の執行機関と緊張関係を保ち、事務の執行の監視を行うとともに、積極的な政策立案や提言を行うことで、市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することである。

今後さらに、地方公共団体の自主性・自立性が拡大されていく中で、地方自治の本旨に基づいた豊かな八王子市を実現するため、議会の果たすべき役割の重要性は増してきている。

このような役割を果たすため、八王子市議会及び議員の活動原則、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関との関係を明らかにし、市民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、議会における最高規範として、ここに八王子市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、合議制の意思決定機関としての議決責任を認識し、その役割を果たすために、次に掲げる原

則に基づき活動するものとする。

- (1) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について監視すること。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (3) 積極的な情報公開を行い、市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指すこと。
- (4) 市政の課題について、研修及び調査研究活動を行うこと。
- (5) 地方分権の進展に的確に対応し、継続的に議会改革を推進すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するように努めること。
- (2) 法令を遵守し、自らの資質の向上に努め、政策立案及び評価能力向上のため調査研究活動を行うこと。
- (3) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじ、積極的な発言を行うこと。
- (4) 市民福祉の増進を目指して活動すること。

第2章 市民との関係

(市民参加及び意見の把握)

第4条 議会は、議会活動への市民参加の機会を広げ、市民の多様な意見を把握するため、必要に応じて次に掲げる手法を用いるものとする。

- (1) 議会の活動を市民へ報告し、意見を交換する機会を設けること。
- (2) 市民による政策提案として、請願等を審査すること。
- (3) パブリックコメント、アンケート調査等を実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。

(情報公開及び説明責任)

第5条 議会は、市民に開かれた議会運営を目指し、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 本会議並びに常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会(以下「委員会」という。)を原則公開すること。
- (2) 議会が保有する文書等を原則公開すること。
- (3) 議会広報、ホームページ等、多様な手法を用いて広報活動の充実に努めること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。

第3章 市長等との関係

(政策等の形成過程の説明要求)

第6条 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。

2 市長等は、前項の説明の求めに対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

(質疑及び質問の方式)

第7条 本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答方式をはじめとした多様な形式をとることがで

きる。

(議決事件の拡大)

第8条 議会の議決事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、別に条例で定めるもののほか、重要な計画等について、追加・拡大することができる。

(定例会の会期及び回数)

第9条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。

2 議長は、市長による専決処分が最小限になるような議会運営に努めるものとする。

3 定例会の回数は、八王子市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年八王子市条例第26号)に定めるところによる。

第4章 議会の運営及び体制

(議会の運営)

第10条 議会は、合議制の意思決定機関として公平で自由な議論を尽くせるよう、適切な運営に努めなければならない。

(委員会の運営)

第11条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を活かすよう適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、論点・争点を明確にするため、委員長の裁量により委員間討議の機会を設けることができる。

3 委員会は、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

(会派)

第12条 議員は、基本的政策・理念が一致する議員をもって構成し活動する団体(以下「会派」という。)を結成することができる。

2 会派は、政策立案等に資するための調査研究に努めるものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、円滑な議会運営のための協議・調整の場として会派の代表者からなる会議(「会派代表者会」という。)を開催することができる。

4 前3項に定めるもののほか、会派に関し必要な事項は別に定める。

(政務活動費)

第13条 政務活動費は、議員の調査研究の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために活用することができる。

2 政務活動費の交付に必要な事項については、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年八王子市条例第15号)に定めるところによる。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査等の機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第15条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第5章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚して行動しなければならない。

2 議員は、八王子市政治倫理条例(平成21年八王子市条例第3号)に定める事項を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第17条 議員の定数は、八王子市議会議員定数条例(昭和37年八王子市条例第24号)に定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の多様な意見の市政への反映、市長等の事務執行の監視機能に考慮し、市民の意見を聴取した上で決定するものとする。

(議員報酬)

第18条 議員の報酬は、八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年八王子市条例第28号)に定めるところによる。

2 議員が提案する場合の議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、市民の意見を聴取した上で決定するものとする。

第6章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関係する他の条例、規則、告示等(以下「議会関係条例等」という。)を制定し、又は改廃する場合は、この条例に反してはならない。

(見直し手続)

第20条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、市民や有識者等の意見を聴取した上で検証を行うものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会関係条例等の見直しが必要と認めた場合、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。